

# 福岡市 狂犬病対応マニュアル

— 福岡市内において狂犬病の疑いのある —

動物が認められた場合の危機管理対応 —

平成30年12月  
福岡市生活衛生部生活衛生課

# 目 次

I 総論 .....	1
II 狂犬病の疑いのある動物の発見から検査前までの対応 .....	2
1 動物病院で発見した場合 .....	2
2 動物愛護管理センターで発見した場合 .....	4
3 動物の所有者が発見した場合 .....	6
4 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物) .....	8
5 空港・港湾施設で発見した場合 .....	10
6 咬傷被害者又は医療機関から連絡を受けた場合 .....	12
III 検査及び確定診断の対応 .....	14
IV 検査により陽性と判定された場合の対応 .....	16
1 福岡市狂犬病対策本部等の設置 .....	16
2 市が実施する狂犬病まん延防止対策 .....	18
3 住民対応等 .....	21
4 現地対策班への応援 .....	22
5 その他動物対策 .....	22
6 対策の終了 .....	22
V 狂犬病発生時における調査及びその結果に基づく措置の実施方法 .....	23
1 適切な対策を講ずるための調査 .....	25
2 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置 .....	26
3 清浄化に向けての調査及び措置 .....	27

## 様式等

- (別紙1) 狂犬病(疑似)動物発見報告書
- (別紙2) 狂犬病疑い動物に関する聞き取り調査票
- (別紙3) 動物の保管依頼書
- (別紙4) 狂犬病疑い動物観察用カルテ
- (別紙5) 公示
- (参考資料1) 狂犬病の疑いがある動物の症状と特徴
- (参考資料2) 動物に対する措置の選択の基準
- (参考資料3) 福岡市狂犬病対策連絡会議設置要綱
- (参考資料4) 狂犬病暴露後発病予防
- (別添) 狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル

# I . 総論

## (1) 本マニュアルの目的

日本において狂犬病は、昭和32年(1957年)を最後に、人や犬等の哺乳動物(以下このマニュアルにおいて「動物」という。)で国内感染は発生していないが、世界各国では依然として発生している。近年、諸外国との間で人と動物の行き来が活発化しており、特に本市は、アジアとの交流拠点であり、市内で狂犬病が発生した場合を想定した対応策を構築しておく必要がある。

このため、厚生労働省が作成した「狂犬病対応ガイドライン2001」及び「狂犬病対応ガイドライン2013」に基づき、本市の関係機関における具体的な対応策、連携方策等を定めることによって、迅速かつ適切な措置を行い、危害の拡大を防止し、市民の安全と健康を確保することを目的として、本マニュアルを策定することとした。

## (2) 用語等

### ① 狂犬病

狂犬病は、犬のみの疾病ではなく、人を含めたすべての哺乳類が感染し、発病すると治療法がなく、神経症状を呈してほぼ100%死亡する、極めて危険な人と動物の共通感染症である。日本では、昭和32年以降、国内感染例の発生報告はないが、アジア・アフリカを中心に世界では、毎年5万人以上の死者数が報告されている。

また、狂犬病の病原体である狂犬病ウイルスは、ラブドウイルス科に属する、RNAウイルスであり、熱、紫外線、消毒薬により簡単に不活化される。その感染経路は特徴的で、感染源から咬傷等により侵入したウイルスが神経組織から中枢神経に上行し、発症前後の唾液に排出され、咬傷の際に次の個体に感染する。なお、血液感染や経口感染はしない。

### ② 用語

予防員 .....狂犬病予防員

保健所 .....狂犬病(疑い)事例が発生した区を管轄する保健福祉センター

動物愛護管理センター ･･･狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に係る事務を所掌する、

福岡市保健福祉局生活衛生部動物愛護管理センター

健康課 .....感染症法に係る事務を所掌する保健所の課

生活衛生課 .....福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課

森林・林政課 .....福岡市農林水産局農林部森林・林政課

環境調整課 .....福岡市環境局環境監理部環境調整課

保環研 .....福岡市環境局保健環境研究所保健科学課

感染研 .....国立感染症研究所

厚生労働省 .....厚生労働省健康局結核感染症課

鳥獣保護法 .....鳥獣の保護及び管理並びに狩猟適正化に関する法律(大正7年法律第32号)

外来生物法 .....特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)

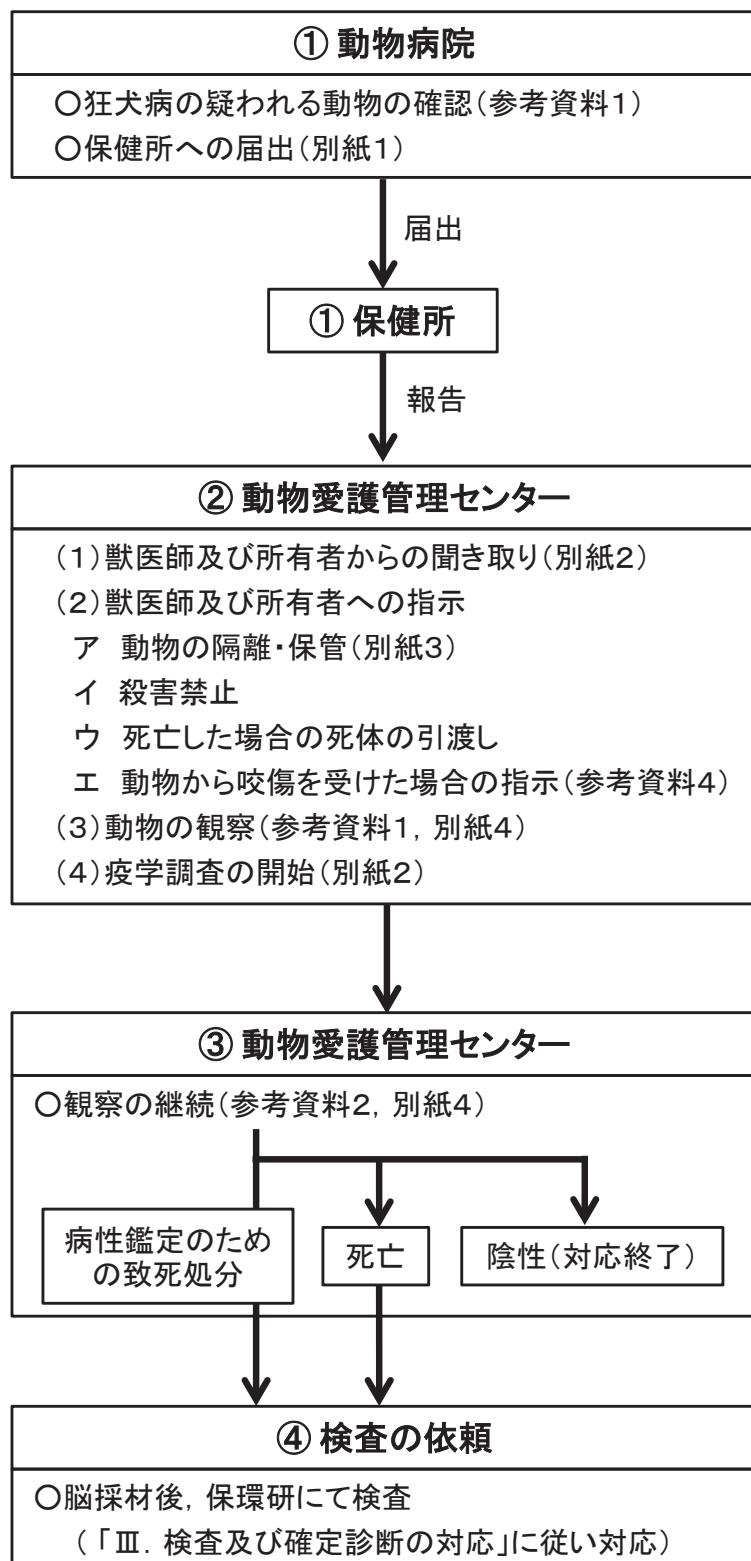
種の保存法 .....絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

動物愛護管理法 ･･･動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

PEP .....暴露後発病予防(Post-exposure Prophylaxis)

## II : 狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断前までの対応

### 1 : 動物病院で発見した場合



## ① 動物病院、保健所

臨床診断を行った獣医師が、狂犬病の疑われる動物を確認(参考資料1)した場合、「狂犬病(疑似)発見報告書(別紙1)」を当該動物の所在地を管轄する保健所に電話連絡した後届け出る。届出を受理した保健所は、動物愛護管理センターへ届出内容を報告する。

## ② 動物愛護管理センター

### (1) 獣医師及び所有者からの聞き取り

動物愛護管理センターは、狂犬病発生の確認を行うため、獣医師及び所有者から状況聴取(別紙2)を行い、その結果を生活衛生課に報告する。

### (2) 獣医師及び所有者への指示

予防員は状況聴取の結果、感染の疑いがあると判断した場合、獣医師又は所有者に対して次の指示を行う。また、当該動物と同居等接触のあったことが明らかな動物についても、狂犬病の疑いがある動物として同様の指示を行う。なお、人への感染が疑われる場合は必要に応じて健康課と連携して対応する。

#### ア 動物の隔離・保管

人や他の動物が容易に近づけない場所で当該動物を隔離・保管し、感染の疑いがなくなるまでの間、施設外への移動を禁止する。なお、動物病院又は所有者の自宅に動物を保管することが狂犬病まん延防止を妨げると判断したときは、動物愛護管理センターに移送し、隔離・保管して観察する。この場合、「動物の保管依頼書(別紙3)」を所有者から徴取すること。

#### イ 殺害禁止

隔離された動物は、予防員の許可を受けなければ殺してはならないこと。

#### ウ 死体の引渡し

保管中に死亡した場合は、直ちに動物愛護管理センターに連絡するとともに、狂犬病の確定診断の必要があると認める場合は、死体を予防員に引き渡すこと。

#### エ 動物から咬傷を受けた場合の指示

所有者等が当該動物から咬傷を受けた場合、医療機関での治療を指示するとともに、必要に応じPEP(参考資料4)の実施を勧奨すること。

### (3) 動物の観察（参考資料1）

予防員は、動物病院、所有者の自宅又は動物愛護管理センターにおいて、保管中の動物の状況を適宣観察し、「狂犬病疑い動物観察用カルテ(別紙4)」に状態を記録する。

### (4) 疫学調査の開始

所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査(別紙2)を行う。

## ③ 動物愛護管理センター

予防員は調査の結果、狂犬病の疑いがないことが明らかである場合を除き、「動物に対する措置の選択の基準(参考資料2)」に基づき、観察の継続又は病性鑑定のための致死処分の判断を行う。観察を継続する場合、引き続き状態を記録しておくこと(観察は2週間以上)。

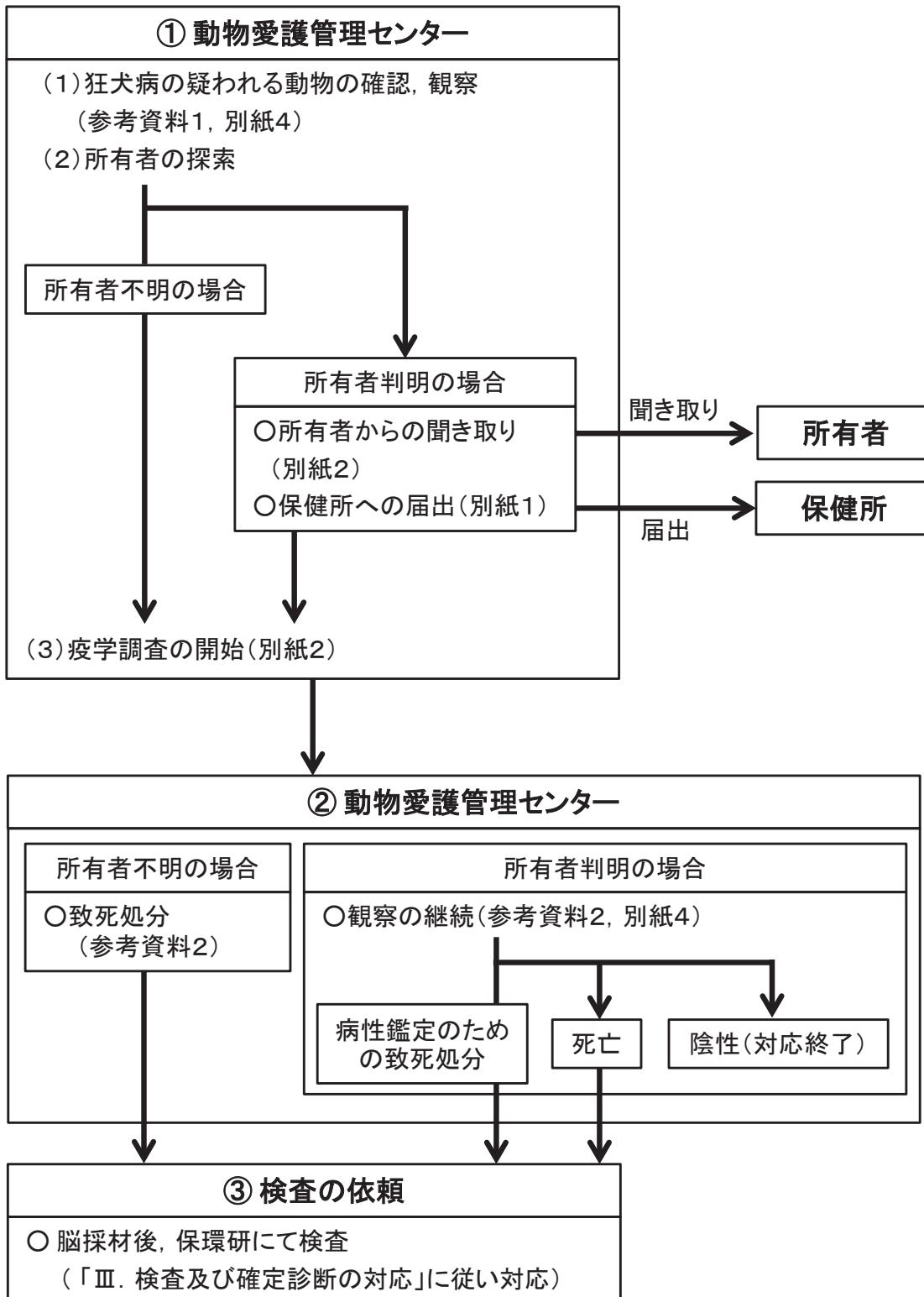
当該動物との接触がある動物については、潜伏期間及びワクチン接種の有無等を考慮し、慎重に観察を継続し、狂犬病の疑いがあると認めるときは、当該動物と同様に措置の選択を行うこと。

なお、致死処分を行う場合は、処分前評価を実施し、動物愛護管理センター所長の許可及び所有者の了解を得て行うこと。

## ④ 検査の依頼

「III. 検査及び確定診断の対応」を参照

## 2: 動物愛護管理センターで発見した場合



## ① 動物愛護管理センター

狂犬病の疑われる動物を確認した場合、生活衛生課に報告するとともに、以下のとおり対応を行う。

(1)保管中の当該動物の観察(参考資料1、別紙4)。

(2)所有者の探索

○所有者判明の場合のみ

- ・所有者からの聞き取り(別紙2)

- ・保健所への届出(別紙1)

(3)疫学調査の開始

○所有者不明の場合

捕獲・収容を行った場所の付近住民に対して、「他に異常を示す動物の有無、徘徊時の動物の状況、人や他の動物に対する咬傷の有無、他の動物との接触の有無等」について聞き取り調査(別紙2)を実施する。必要に応じ、保健所に応援を要請する。

○所有者判明の場合

所有者等からの状況聴取に基づき、感染源、感染経路、他の狂犬病の疑いのある動物の有無等について調査(別紙2)を行う。

## ② 動物愛護管理センター

○所有者不明の場合

予防員は、所有者が判明しない場合で、当該動物を病性鑑定のために致死処分を行う必要があると判断した場合は、処分前評価を実施し、致死処分を行う(参考資料2)。

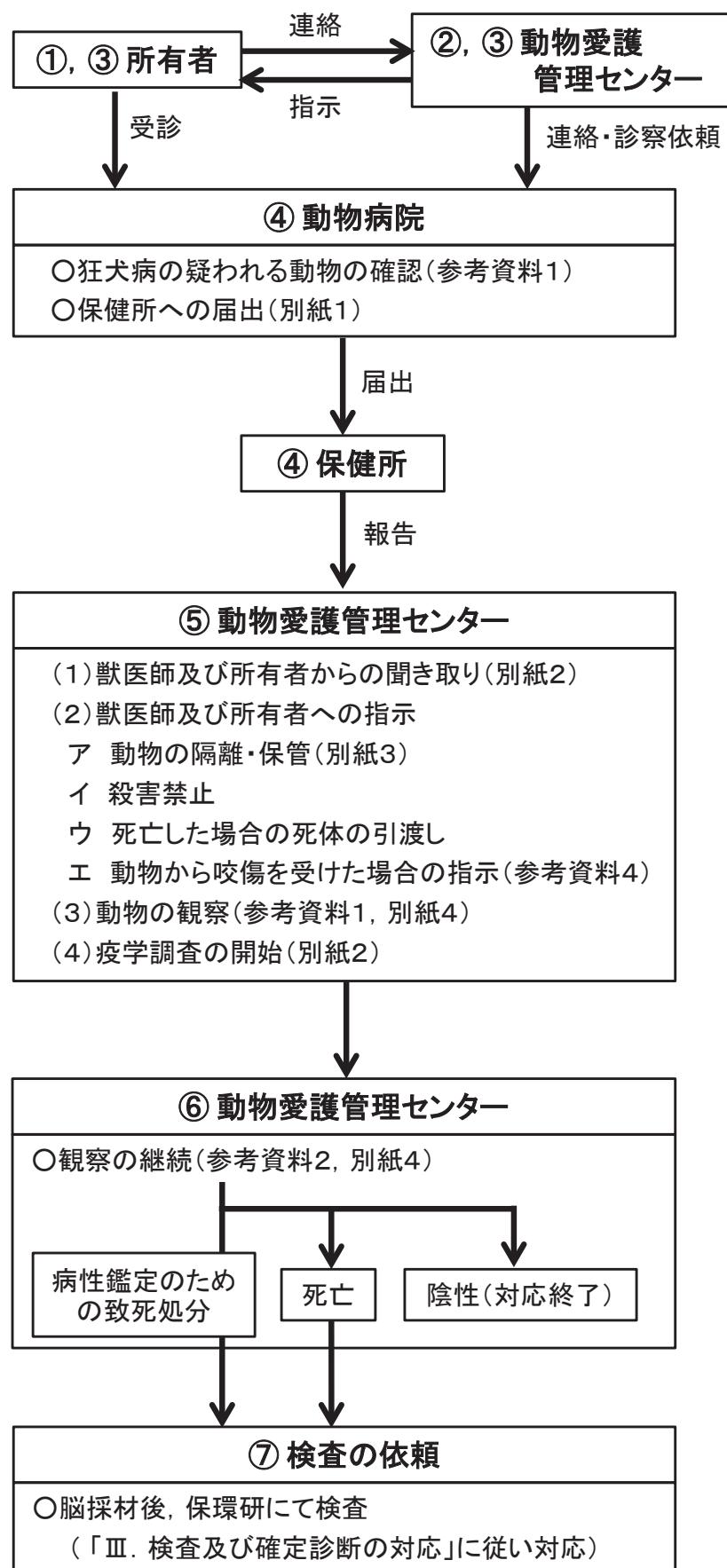
○所有者判明の場合

「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の③に従い対応する。

## ③ 検査の依頼

「Ⅲ. 検査及び確定診断の対応」を参照。

### 3: 動物の所有者が発見した場合



**① 所有者**

自己の所有動物が異常を示していると判断した場合、所有者は動物愛護管理センターにその旨を連絡する。

**② 動物愛護管理センター**

予防員は、動物の所有者に対し、獣医師の診断を受けるよう指示する。また、必要に応じて「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の②(2)に準じた指示を行う。

**③ 所有者及び動物愛護管理センター**

所有者は、動物愛護管理センターからの指示に従い、かかりつけの獣医師等へ連絡し、狂犬病感染の有無等についての診断を受ける。予防員は、診療する獣医師に対して、狂犬病の疑いがある旨及びその動物の適正な取扱い等について連絡・依頼する。

**④ 動物病院、保健所**

臨床診断を行った獣医師が、狂犬病の疑いがあると判断した場合（参考資料1）は、当該動物の所在地を管轄する保健所に電話連絡した後届け出る（別紙1）。届出を受理した保健所は、動物愛護管理センターへ届出内容を報告する。

**⑤ 動物愛護管理センター**

「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の②に従い対応する。

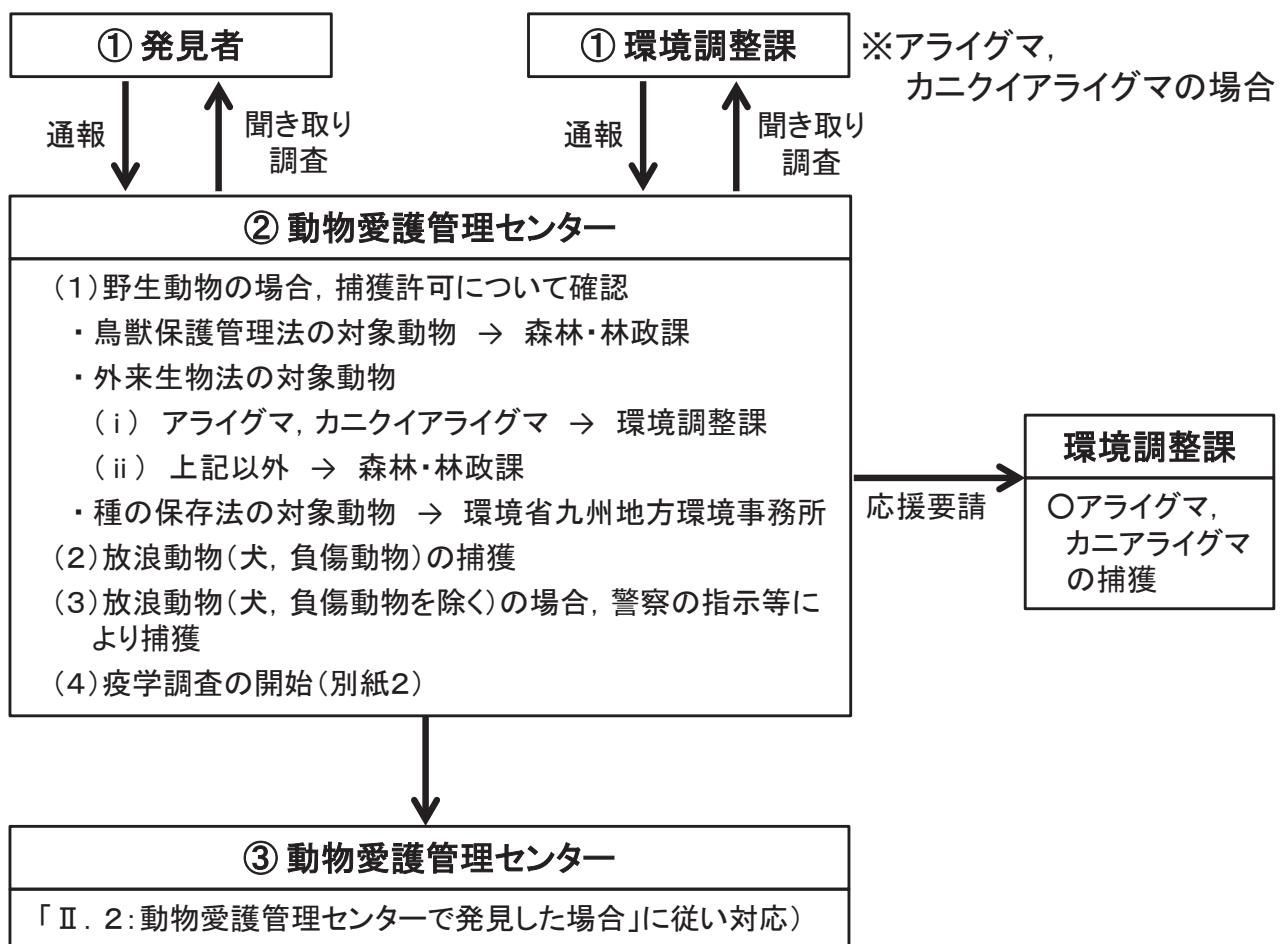
**⑥ 動物愛護管理センター**

「Ⅱ. 1:動物病院で発見した場合」の③に従い対応する。

**⑦ 検査の依頼**

「Ⅲ. 検査及び確定診断の対応」を参照。

## 4: 野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)



① 発見者、環境調整課(アライグマ、カニクイアライグマの場合のみ)

狂犬病の疑われる動物(野生動物、放浪動物)を発見した場合は、動物愛護管理センターに通報する。

② 動物愛護管理センター

動物愛護管理センターは、発見された動物の状況について、発見者や環境調整課から状況聴取を行った後、生活衛生課に報告し、発見した動物の種類に応じて次の通り対応を行うとともに、限定した疫学調査(別紙2)を実施する。なお、捕獲許可申請については動物愛護管理センターが行うこととし、捕獲にあたっては、必要に応じて獣友会等関係機関・団体に協力を要請することとする。

(1) 野生動物の場合

○鳥獣保護管理法の対象動物

森林・林政課に捕獲許可を受けた後、捕獲する。

○外来生物法の対象動物

( i ) アライグマ、カニクイアライグマの場合

環境調整課に捕獲許可について確認した後、捕獲する。必要に応じて応援を要請する。

( ii ) 上記以外の場合

森林・林政課に捕獲許可を受けた後、捕獲する。

○種の保存法の対象動物(絶滅危惧種)

環境省九州地方環境事務所福岡事務所の捕獲許可を受けた後、捕獲する。

(2) 放浪動物(犬、負傷動物)の場合

○犬の場合

狂犬病予防法第6条第1項又は福岡市動物の愛護と管理に関する条例第15条第1項の規定に基づき、捕獲する。

○負傷動物の場合

動物愛護管理法第36条第2項の規定に基づき、収容する。

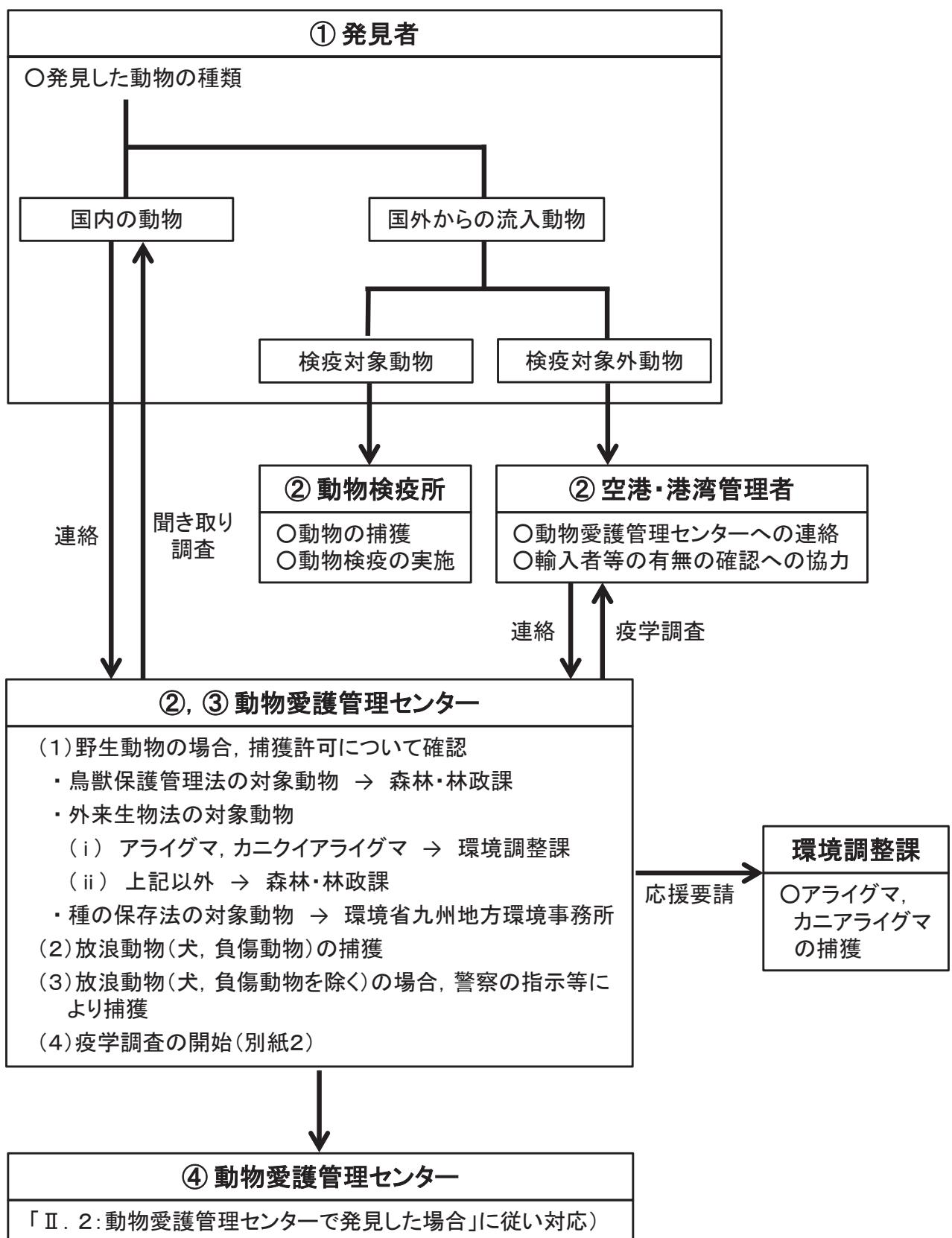
(3) 放浪動物(犬、負傷動物を除く)の場合

警察法(昭和29年法律第162号。)第2条第1項の規定により、警察官の指示等により捕獲・収容する。

③ 動物愛護管理センター

捕獲・収容した動物は、動物愛護管理センターへ搬送・保管し、「Ⅱ. 2: 動物愛護管理センターで発見した場合」に従い対応する。

## 5: 空港・港湾施設で発見した場合



#### ① 発見者

狂犬病の疑われる動物が空港・港湾施設内で発見された場合、国内の動物については動物愛護管理センター、検疫対象動物については動物検疫所、検疫対象外の動物については空港・港湾管理者が対応することとなる。発見者から相談を受けた場合は、その動物の種類や発見場所に応じて、適切な通報先を教示するものとする。

#### ② 動物愛護管理センター、動物検疫所、空港・港湾管理者

動物愛護管理センターは、生活衛生課に報告するとともに、発見された動物の状況について、発見者等から状況聴取(別紙2)を行う。

動物検疫所においては、動物を捕獲し、動物検疫を実施する。

空港・港湾管理者においては、動物愛護管理センターへ連絡し、輸入者等の有無の確認への協力を行う。

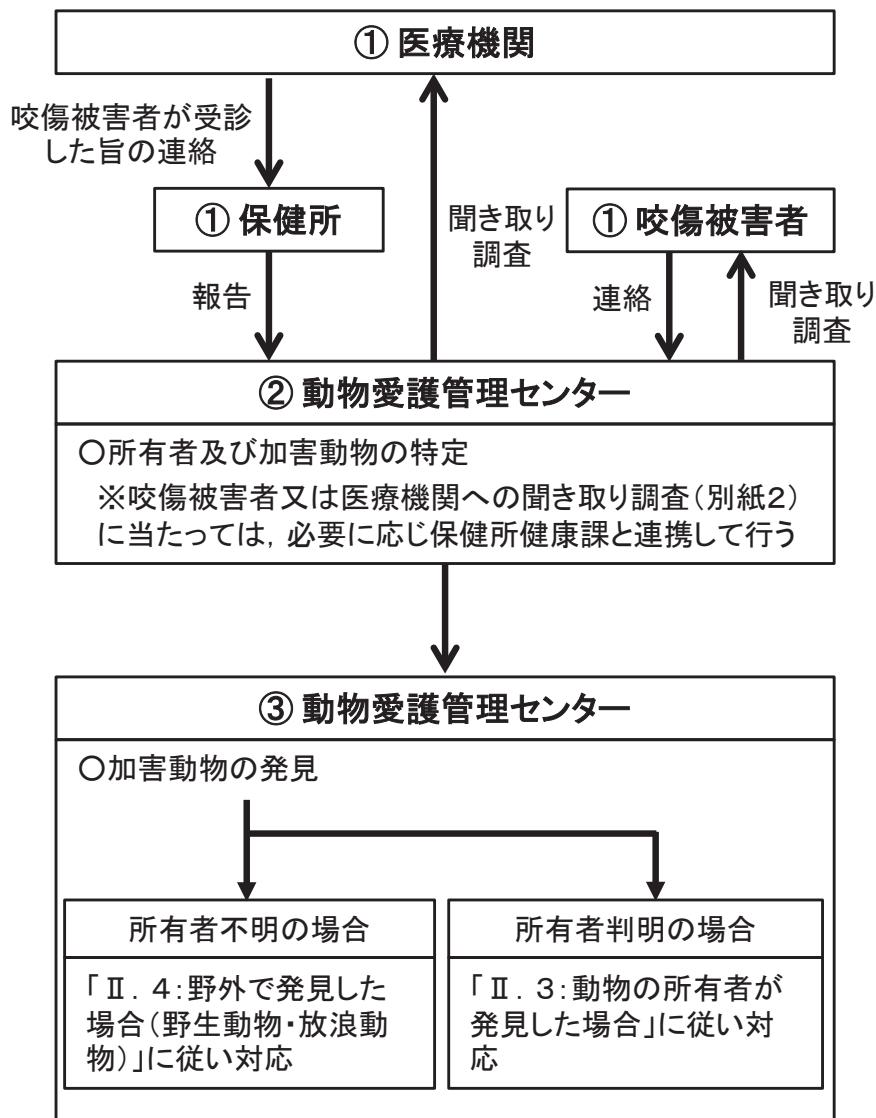
#### ③ 動物愛護管理センター

「Ⅱ. 4:野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)」の②に従い対応する。

#### ④ 動物愛護管理センター

捕獲・収容した動物は、動物愛護管理センターへ搬送・保管し、「Ⅱ. 2:動物愛護管理センターで発見した場合」に従い対応する。

## 6: 咬傷被害者又は医療機関から連絡を受けた場合



### ① 医療機関、咬傷被害者

咬傷被害者が受診した医療機関は、所在地を管轄する保健所へ咬傷事故が発生した旨を連絡する。連絡を受けた保健所は、動物愛護管理センターへその内容を報告する。

咬傷被害者は、咬傷事故が発生した旨を動物愛護管理センターへ連絡する。

なお、この段階では、加害動物及びその所有者が不明であることが想定される。

### ② 動物愛護管理センター

動物愛護管理センターは、加害動物及びその所有者を特定するため、速やかに、咬傷被害者又は医療機関に対し聞き取り調査(別紙2)を行い、咬傷事故の発生場所、加害動物の特徴等の情報をできる限り収集する。

これらの情報を基に、咬傷事故発生場所の付近住民に対する聞き取り調査(別紙2)等を行い、加害動物及びその所有者の特定に努める。

なお、咬傷被害者又は医療機関に対する聞き取り調査にあたっては、必要に応じて、健康課と連携して行う。

### ③ 動物愛護管理センター

加害動物を発見し、所有者の特定を行う。

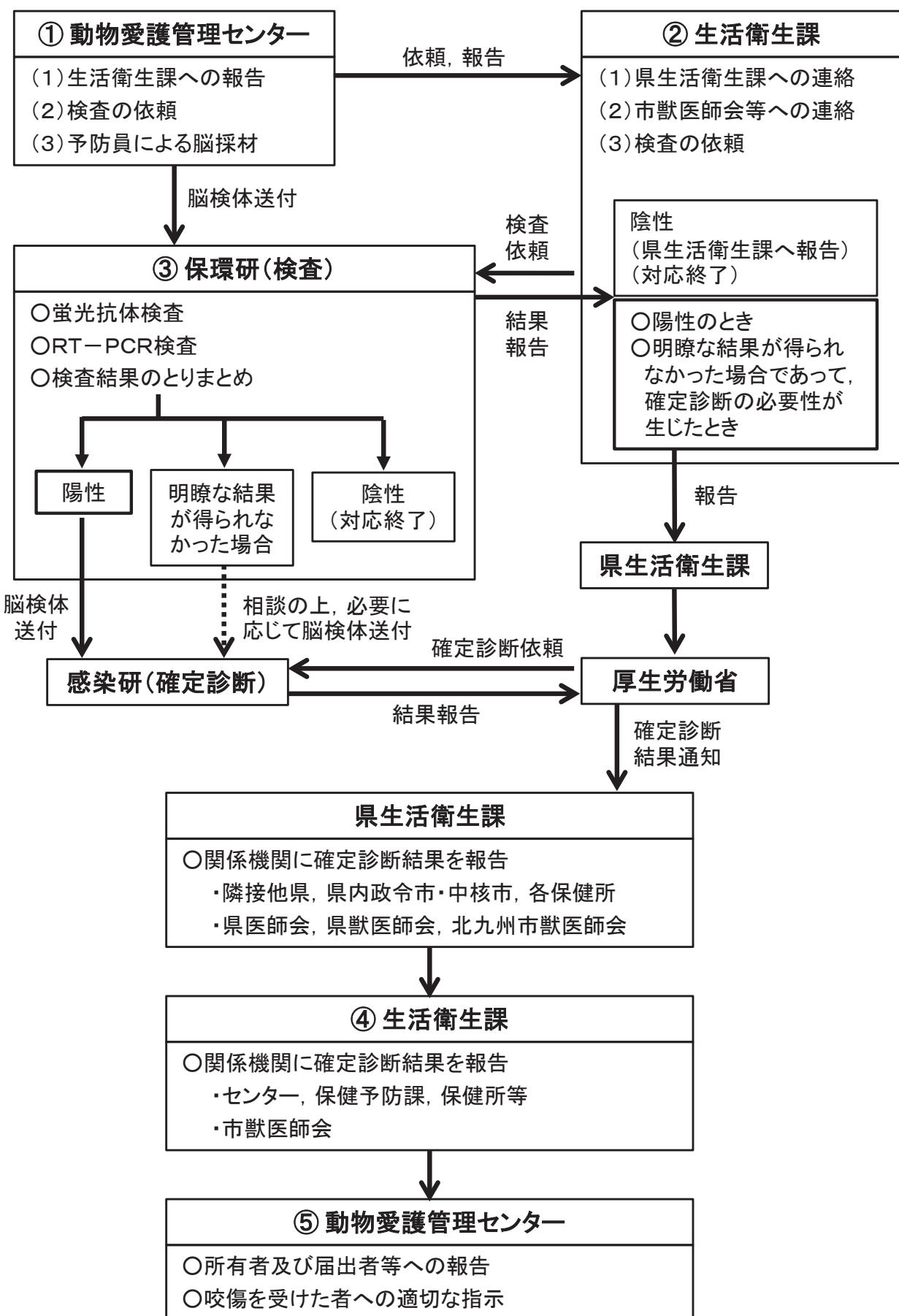
#### ○所有者判明の場合

所有者及び加害動物の調査を行い、狂犬病の疑いがあると判断される場合、「Ⅱ.3:動物の所有者が発見した場合」の②に従い、所有者に対し獣医師の診断を受ける等必要な指示を行う。

#### ○所有者不明の場合

「Ⅱ.4:野外で発見した場合(野生動物・放浪動物)」の②に従い対応する。

### III : 検査及び確定診断の対応



## ① 動物愛護管理センター

### (1)生活衛生課への報告

狂犬病の疑いのある動物を発見した旨の連絡を受けた場合は、「Ⅱ. 狂犬病の疑いのある動物の発見から検査前までの対応」に基づき対応とともに、生活衛生課へ報告(別紙1)する。併せて、「狂犬病疑い動物に関する聞き取り調査票(別紙2)」を送付する。

### (2)検査の依頼

検査を行う必要があると判断した場合は、その旨を生活衛生課に依頼する。

### (3)脳採材の実施

脳採材は動物愛護管理センターの予防員が行い、その他の職員は、その記録及び機材の受け渡し等について対応する。脳採材は、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき実施する。

## ② 生活衛生課

### (1)県生活衛生課への報告

生活衛生課は、狂犬病予防法第8条第2項の規定を踏まえ、県生活衛生課に報告するとともに、①(1)と同様の内容の資料を送付する。

### (2)各区保健所、市獣医師会への連絡

狂犬病の疑いのある動物が発見された旨を、各区保健所及び福岡市獣医師会へ連絡する。

### (3)検査の依頼

狂犬病検査を、保環研に依頼する。

## ③ 保環研(検査の実施)

予防員等により冷蔵状態(氷上もしくは4°C)にて搬送された脳検体を用いて、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき検査を実施し、結果を生活衛生課に報告する。検査結果が陽性のとき、又は明瞭な結果が得られなかつた場合であつて感染研への相談の結果確定診断の必要性が生じたとき、生活衛生課が県生活衛生課を通じて、確定診断の実施を厚生労働省に依頼するため、保環研は速やかに脳検体を冷蔵状態で感染研に輸送する。なお、検査結果が陰性の場合は、対応を終了するものとする。

## ④ 生活衛生課

生活衛生課は、県生活衛生課を通じて厚生労働省からの確定診断結果通知を受け取り、各区保健所及び福岡市獣医師会に報告する。

## ⑤ 動物愛護管理センター

動物愛護管理センターは、届出者及び所有者に対し確定診断結果を報告する。なお、陰性の場合であつて、PEP(参考資料4)を実施中の者がいる場合は、その中止等必要な指示・助言を行う。

## IV. 検査により陽性と診断された場合の対応

### 1. 福岡市狂犬病対策本部等の設置

#### (1) 設置の基準

検査により、陽性と判定された場合、福岡市狂犬病対策本部(以下「対策本部」という。)、福岡市狂犬病対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)及び現地対策班を設置する。ただし、本市隣接市町村で狂犬病が発生した場合や検査の結果判明前であっても、狂犬病のまん延を防止するために、本部長、議長が必要と認める場合は、対策本部、連絡会議を設置することができる。

#### (2) 福岡市狂犬病対策本部

本市又は近隣市町村において、狂犬病が発生した場合に、患者発生防止、動物への蔓延防止及び早期清浄化を図ることを目的として対策本部を設置する際の構成は表1の通りとする。ただし、本部長が必要と認めるときは、その都度関係職員等を委員として指名することができるものとする。

なお、市民局防災・危機管理課は対策本部設置に協力するものとする。

【表1 本部会議の構成】

構 成	
本部長	危機管理監
副本部長	保健福祉局長
委員	市民局長
	環境局長
	港湾空港局長
事務局	保健福祉局 生活衛生部 生活衛生課

(3) 連絡会議及び現地対策班の役割

連絡会議及び現地対策班の役割については、表2及び表3を参考とする。

【表2 連絡会議の役割】

担当	役割
議長 保健福祉局生活衛生部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議の招集に関すること</li> <li>・ 連絡会議の総括及び指揮に関すること</li> </ul>
副議長 保健福祉局健康医療部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長の補佐に関すること</li> <li>・ 緊急時に議長に代わり連絡会議を総括・指揮すること</li> </ul>
事務局 保健福祉局生活衛生部 生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議事務局の総括及び調整に関すること</li> <li>・ 現地対策班との連絡調整に関すること</li> <li>・ 狂犬病予防法に基づく対応に関すること</li> <li>・ 広報、その他必要な対策に関すること</li> <li>・ 予算、応援職員の派遣に関すること</li> <li>・ 議会の対応に関すること</li> </ul>
保健福祉局健康医療部 保健予防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人用狂犬病ワクチンの確保に関すること</li> <li>・ 感染症法に基づく対応に関すること</li> <li>・ 広報、その他必要な対策に関すること</li> </ul>
環境局環境監理部 環境調整課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定外来生物に関すること</li> </ul>
環境局循環型社会推進部 収集管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路上等で不審死した動物に係る情報収集に関すること</li> </ul>
保健環境研究所 保健科学課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の実施に関すること</li> <li>・ 国立感染症研究所との連携及び情報交換に関すること</li> </ul>
港湾空港局港湾振興部 港営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾施設で発見された場合の通報に関すること</li> </ul>
動物愛護管理センター及び 発生地保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狂犬病発生に係る情報収集に関すること</li> <li>・ その他、現地での対策に関すること</li> </ul>
警察本部 生活安全部生活保安課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狂犬病予防法の取締りに関すること</li> </ul>
警察本部 交通部交通規制課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通の遮断又は制限に関すること</li> </ul>
一般社団法人 福岡市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡県医師会及び近隣都市医師会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 保健所に対する咬傷被害者等の情報提供に関すること</li> <li>・ 市民への広報に対する協力に関すること</li> </ul>
一般社団法人 福岡市獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡県獣医師会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 保健所及び動物愛護管理センターに対する狂犬病の疑いのある動物等の情報提供に関すること</li> <li>・ 市民への広報に対する協力に関すること</li> </ul>

【表3 現地対策班の役割】

班	担当	役割
班長	保健所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地対策班の招集に関すること</li> <li>・ 現地対策班の総括及び指揮に関すること</li> <li>・ 関係機関への協力要請に関すること</li> </ul>
副班長	保健所 健康課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班長の補佐に関すること</li> <li>・ その他班長の特命事項の処理に関すること</li> </ul>
副班長	保健福祉局生活衛生部 動物愛護管理センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 班長の補佐に関すること</li> <li>・ その他班長の特命事項の処理に関すること</li> </ul>
対策班	保健福祉局生活衛生部 動物愛護管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議、獣医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・ 狂犬病予防法に基づく対応の実施に関すること</li> <li>・ 市民からの相談対応に関すること</li> <li>・ 市民への広報に関すること</li> <li>・ その他必要な対策に関すること</li> </ul>
	保健所 健康課 (健康づくり係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市医師会との連絡調整に関すること</li> <li>・ 感染症法に基づく対応の実施に関すること</li> <li>・ 市民からの相談対応に関すること</li> <li>・ 市民への広報に関すること</li> </ul>
	福岡市医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 保健所に対する咬傷被害者等の情報提供に関すること</li> <li>・ 市民への広報に対する協力に関すること</li> </ul>
	福岡市獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物病院との連絡調整に関すること</li> <li>・ 保健所及び動物愛護管理センターに対する狂犬病の疑いのある動物等の情報提供に関すること</li> <li>・ 市民への広報に対する協力に関すること</li> <li>・ 動物用狂犬病予防ワクチン接種の実施への協力に関すること</li> </ul>

\* 構成員・人員は各事務所の職員の配置状況に応じて編成する。

## 2. 市が実施する狂犬病まん延防止対策

### (1)狂犬病発生の公示及び犬のけい留命令等

狂犬病予防法第10条の規定に基づき、直ちに、狂犬病が発生した旨を公示し、区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬をけい留すること等を命じなければならない。

したがって、動物愛護管理センターは、疫学調査の結果に基づき、当該動物及び接触動物の行動範囲等を、あらかじめ把握しておく必要がある。

#### ① 狂犬病発生の公示

生活衛生課は、狂犬病が発生した旨の公示を行うとともに、報道機関等に対し、公示に基づく適切な広報を行う。

広報の内容は、発生状況(発生場所、動物の種類、特徴(体格、体毛等))、被害状況(咬傷事故の概要)、対応状況(疫学調査の実施状況、被害拡大防止対策の実施状況)、狂犬病に関する基本情報(症状、感染経路、潜伏期間等)、予防対策、咬まれた場合の対応等とする。

## ② 犬のけい留命令等

動物愛護管理センターは、区域及び期間を定めて、全ての犬への口輪の装着又は犬のけい留命令を行う。

けい留されていない犬は、捕獲収容して抑留施設内の検診を実施する。検診期間は2週間以上とする。

ア 区域：当該動物の発見地点及び当該動物の行動追跡調査で、最も遠方で発見された地点を考慮して、防疫対策上必要な区域を設定する。

イ 期間：狂犬病の新たな感染が認められなくなり、事態が十分沈静化するまでの期間とする。

## (2) 犬の移動制限

動物愛護管理センターは、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため必要と認めるときは、区域、期間を定めて、当該区域内における犬やその死体の移動及び当該区域からの移出等の禁止又は制限を行うことができる。なお、移動禁止又は制限の区域、期間については告示する。

### 《実施の条件》

感染源の特定・排除ができていない等の理由により、けい留義務違反の犬等に感染拡大の恐れがあり、広報等での対応が困難な場合に実施する。

## (3) 区域内の一斉検診又は臨時の狂犬病予防注射

生活衛生課は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため必要と認める時は、区域、期間を定めて、動物愛護管理センターの予防員に一斉検診又は臨時の狂犬病予防注射を行わせることができる。

### 《実施の条件》

狂犬病の感染若しくは疑いのある犬が多数いる場合、又はこれらの犬に咬まれた犬が多数おり、このままでは飼育犬の感染防止を図ることが困難な場合等に次により実施する。

なお、臨時の狂犬病予防注射は、人への感染予防対策としては有効であるが、一方で、感染源の特定が困難となるため、実施時期については、慎重に検討する必要がある。

ア 福岡市獣医師会の協力を得て実施する。

イ 予防員は、検診終了後、その結果を検診台帳に記帳、整理しておく。

ウ 予防注射は、原則、その年度に予防注射を受けていない犬を対象に、臨時に実施する。

エ 新たな狂犬病発生の有無等について観察する。

オ ペット等の飼養状況について調査する。

## (4) 交通の遮断又は制限

生活衛生課は、人の生命に危険を及ぼす恐れがあり、緊急の必要性があると認めた場合、期間を定めて(72時間以内)、狂犬病にかかった犬の所在場所及びその付近の交通を遮断し、又は制限することができる。なお実施にあたっては、警察等と連携して行う。

### 《実施の条件》

狂犬病を発症した犬の捕獲に際し、緊急に交通を遮断又は制限しなければ、人の生命に危険を及ぼす恐れがある場合に実施する。

## (5) 集合施設の禁止

動物愛護管理センターは、区域、期間を定めて、発生区域内での犬の展覧会や品評会、ドッグラン等犬の集合施設の使用を禁止することができる。

### 《実施の条件》

狂犬病ウイルスに感染した犬により、集合施設内の感染拡大の恐れがある場合に実施する。したがって、狂犬病発症犬等が特定され、すでに措置が講じられている場合等、感染拡大の恐れがないと判断される場合、禁止措置は不要とする。

(6)狂犬病予防法の規定に基づく措置のまとめ

狂犬病予防法に基づく措置の実施にあたっては、連絡会議と十分な協議を行うこと。

	措置	内容	実施者(決裁権者)
必ず講じなければならない措置	届出義務 (8条)	狂犬病にかかった犬等(疑い含む)及びこれらに咬まれた犬等を診断、又はその死体を検査した獣医師は、保健所長に届け出る。 獣医師の診断等を受けていない場合は、その所有者が届け出る。	獣医師 所有者
	隔離義務 (9条)	狂犬病にかかった犬等(疑い含む)及びこれらに咬まれた犬等を隔離する。	獣医師 所有者
	公示 (10条)	狂犬病が発生した旨の公示をする。	生活衛生課 動物愛護管理センター
	けい留命令等 (10条)	区域、期間を定めて、区域内のすべての犬に口輪の装着、又はけい留を命令する。	
	殺害禁止指示 (11条)	隔離された犬等は、予防員の許可を受けなければ、これを殺してはならない。	動物愛護管理センター
	死体の引渡し (12条)	届出された犬等が死んだ場合、その死体を予防員に渡さなければならない。	所有者
必要に応じ講じる措置	検診、予防注射 (13条)	区域、期間を定めて、予防員をして、犬の一斉検診、又は臨時の狂犬病予防注射を実施する。	生活衛生課 動物愛護管理センター
	移動の制限 (15条)	区域、期間を定めて、犬又はその死体の移動、県内への移入、県外への移出を禁止又は制限する。	動物愛護管理センター
	交通の遮断・制限 (16条)	区域、期間を定めて交通の遮断又は制限を実施する。(72時間以内)	生活衛生課
	集合施設の禁止 (17条)	区域、期間を定めて発生区域内での犬の展覧会等を禁止する。	動物愛護管理センター
	けい留されていない犬の抑留 (18条)	第10条のけい留命令を発しているにもかかわらず、けい留されていない犬を捕獲し、抑留する。	動物愛護管理センター
	けい留されていない犬の薬殺 (18条の2)	第10条のけい留命令を発しているにもかかわらず、けい留されていない犬を薬殺する。	動物愛護管理センター

### 3. 住民対応等

#### (1)住民への周知及び啓発等

生活衛生課は、関係機関と連携を図り、狂犬病の発生状況や予防対策等について、報道機関への情報提供や住民啓発用チラシの配布等を通じ、広く県民への周知及び啓発に努める。

##### ① 相談窓口の設置

各保健所及び動物愛護管理センターに相談窓口を設置し、狂犬病に関する情報や知識の提供、発症犬との接触者に対する相談等に応じるほか、咬傷事故発生に関する情報収集を行う。また、各保健所は必要に応じ、PEP(参考資料4)対応可能な医療機関の紹介を行う。

##### ② チラシの作成

狂犬病に関する基本情報、予防対策、動物に咬まれた場合の対応、飼い主の遵守事項等を記載した住民啓発チラシを作成し、各保健所、市医師会、県獣医師会及び市獣医師会等に配布し、広く市民への周知を図る。

##### ③ 狂犬病に関するQ&Aの作成

保健所等における相談対応が適切に実施されるよう、対応職員用として、狂犬病に関するQ&Aを作成し、配布する。

##### ④ ホームページを活用した情報収集

狂犬病を発症した犬等に関する情報について、ホームページに写真等を掲載し、接触した人及び動物に関する情報を広く収集する。

#### (2)獣医師会、動物病院との連携

生活衛生課は県獣医師会及び市獣医師会を通じて、狂犬病発生に関する情報を動物病院に提供するとともに、住民啓発チラシや狂犬病に関するQ&Aを配布し、飼い主に対し、狂犬病に関する正しい知識の啓発及び飼育動物に関する相談対応について依頼する。

また、咬傷被害動物及び狂犬病疑い動物に咬まれた者に関する情報の提供についても併せて依頼する。

#### (3)医師会、医療機関との連携

保健予防課は、狂犬病疑い動物に咬まれた者がPEP(参考資料4)を含め適切な医療が受けられるよう、市医師会等へ協力を求める。

また、咬傷被害者が受診した場合には医療機関から保健所へ情報提供を行うよう、市医師会を通じて依頼するとともに、適時、狂犬病の発生状況等について情報提供を行う。

医療機関に配布する住民啓発チラシや狂犬病に関するQ&A等を利用した本病に関する正しい知識の啓発及び健康相談の対応についても併せて依頼する。

#### (4)福岡県との連携

生活衛生課は、狂犬病発生に関する情報について福岡県に提供し、福岡市周辺自治体について、住民への相談対応及び啓発について協力を依頼する。併せて、住民啓発チラシや狂犬病に関するQ&Aを配布し、相談対応が適切に実施されるよう配慮する。

また、福岡県が得た狂犬病疑い動物及びこれらの動物による咬傷被害者等の情報の提供についても併せて依頼する。

#### (5)狂犬病の疑いのある動物に咬まれた者への対応

保健所は、狂犬病の疑いのある動物に咬まれた者に対し、PEP(参考資料4)を含めた適切な医療が受けられるよう支援する。

#### (6) 愛玩動物の遺棄防止対策

生活衛生課及び動物愛護管理センターは、狂犬病発生の風評等による動物の遺棄を防止するため、警察や福岡県と連携し、住民啓発チラシを配布する等、住民への啓発に努める。

なお、遺棄動物の収容については、遺失物法にかかる動物については警察が、それ以外の愛玩動物については動物愛護管理センターが収容する。

### 4. 現地対策班への応援

発生地を管轄する保健所及び動物愛護管理センターにおいては、住民からの相談対応の他、発症犬等に関する追跡調査やけい留命令区域での監視等の業務集中が懸念される。したがって、生活衛生課は、事前に発生地以外の保健所等に対し、応援可能な獣医師等の人選を要請した上で名簿を作成し、発生地を管轄する保健所及び動物愛護管理センターからの応援要請に応じ、獣医師等を派遣できる体制を整備する。

### 5. その他動物対策

#### (1) 野生動物対策

生活衛生課は、狂犬病が発生した場合、そのまん延防止及び撲滅のため、けい留命令区域内における野生動物の情報収集について、福岡県自然環境課に依頼する。

また、野生動物を捕獲する場合にあっては、森林・林政課及び猟友会等と連携して行う。

#### (2) 畜産動物対策

生活衛生課は、狂犬病が発生した場合、そのまん延防止及び撲滅のため、けい留命令区域内における畜産動物の防疫対策について、農業振興課に依頼する。

#### (3) 飼い主のいない猫対策

生活衛生課は、狂犬病のまん延防止及び撲滅のため緊急な必要性があると判断した場合は、飼い主のいない猫の保護等について、警察本部等に協力を依頼する。

#### (4) 不審死動物の処理

生活衛生課は、動物病院、収集管理課、道路管理者等に対し、不審死した動物についての情報提供を依頼する。

動物病院等から当該動物に関する情報提供があったときは、死亡状況等を精査し、狂犬病の疑いがあると判断される場合、動物愛護管理センターにおいて当該死体を収容し、確定診断を実施する。

### 6. 対策の終了

#### (1) 対策終了の判断

生活衛生課は、新たな狂犬病の発生が1か月以上ないこと、事態が十分に沈静化していることを確認した上で、対策本部、連絡会議及び現地対策班を解散する。

ただし、解散後も、最終の狂犬病発生から3か月間は、犬のけい留命令、けい留地域における重点的監視は継続する。また、医療機関及び動物病院に対しては、引き続き、咬傷事故に関する情報を探知したときは、保健所に情報提供するよう改めて周知徹底を図る。

新たな狂犬病の発生が6か月間以上みられない場合は、関係機関と協議の上、事態が終息したと判断し、通常の対応に戻ることができる。

#### (2) 報告書の作成と事後評価

保健所及び動物愛護管理センターは、事態の終息後、対応結果を基に、実際に行われた諸活動の内容等を評価し、対応経過とともに、報告書として取りまとめ、保健予防課及び生活衛生課へ報告する。

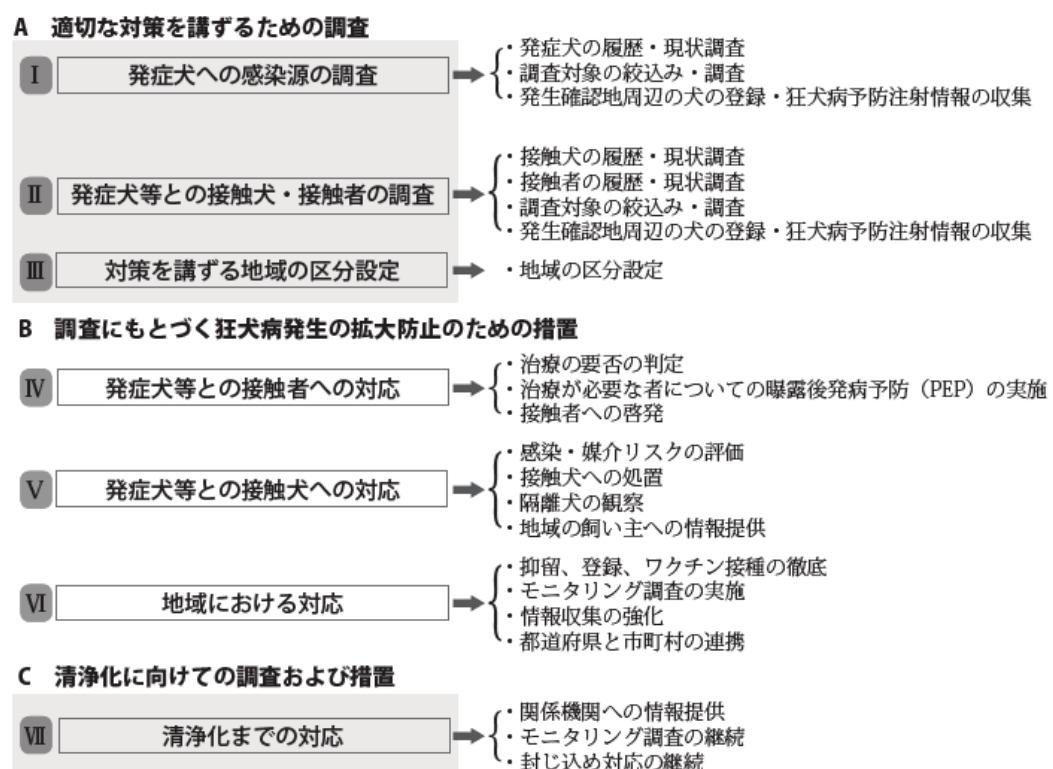
## V. 狂犬病発生時における調査及びその結果に基づく措置の実施

### 方法

国内において狂犬病発生の疑いが生じ、精査の結果、狂犬病と診断された動物が認められて以降の対応は、「狂犬病対応ガイドライン2013 一日本国内において狂犬病を発症した犬が認められた場合の危機管理対応」に準拠して以下のとおり実施すること。

発症した動物が認められて以降、その事態を終息させるまでの対応を以下の三つに分け、措置を講ずること。

- A 適切な対策を講ずるための調査
- B 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置
- C 清浄化に向けての調査及び措置

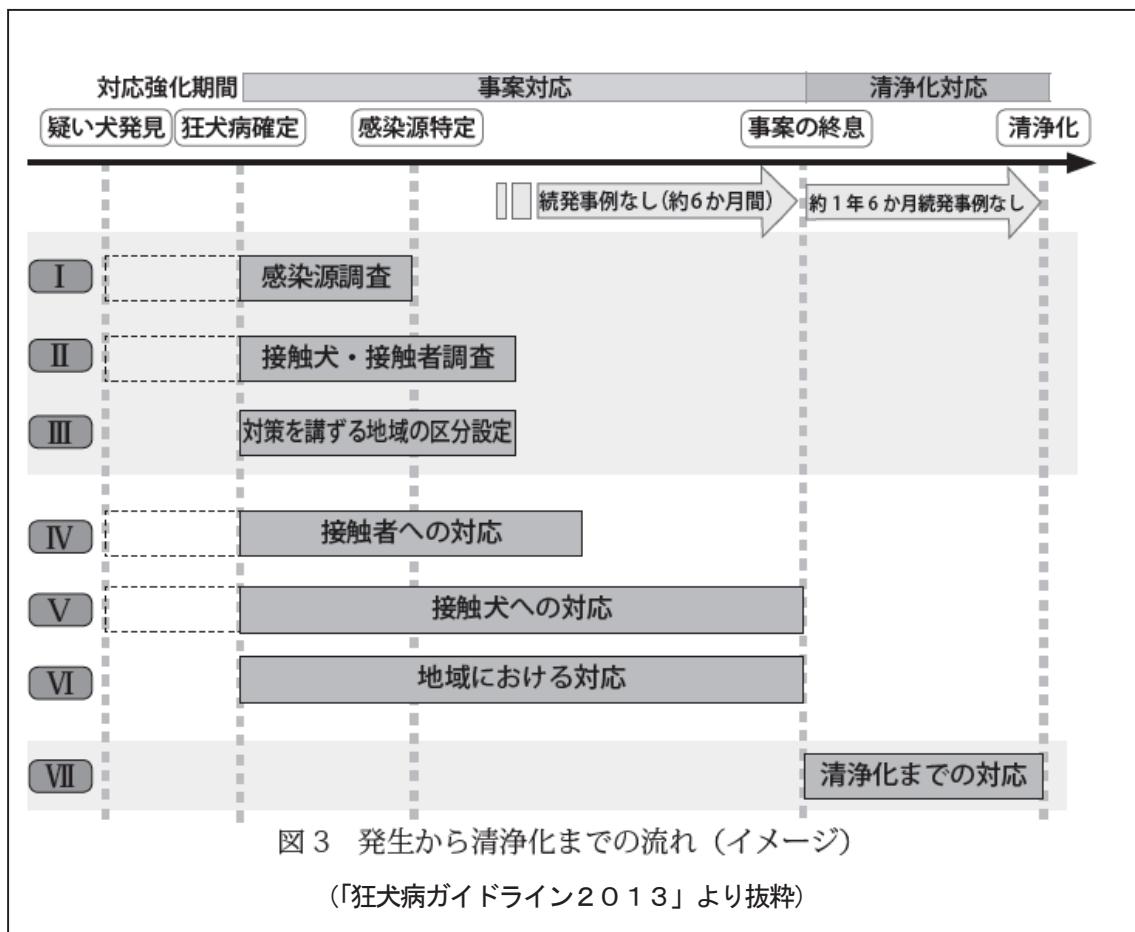


(注) 発症犬とは、発症疑い犬も含む。

図1 発症犬が確認された場合の危機管理対応（概要）

（「狂犬病ガイドライン2013」より抜粋）

発生から正常化までの各々の対応は、同時並行的に進行すべきものである。  
「狂犬病対応ガイドライン2013 一日本国内において狂犬病を発症した犬が認められた場合の危機管理対応一」の各々の項目の進行について、下の図に時系列的に概要を示した。

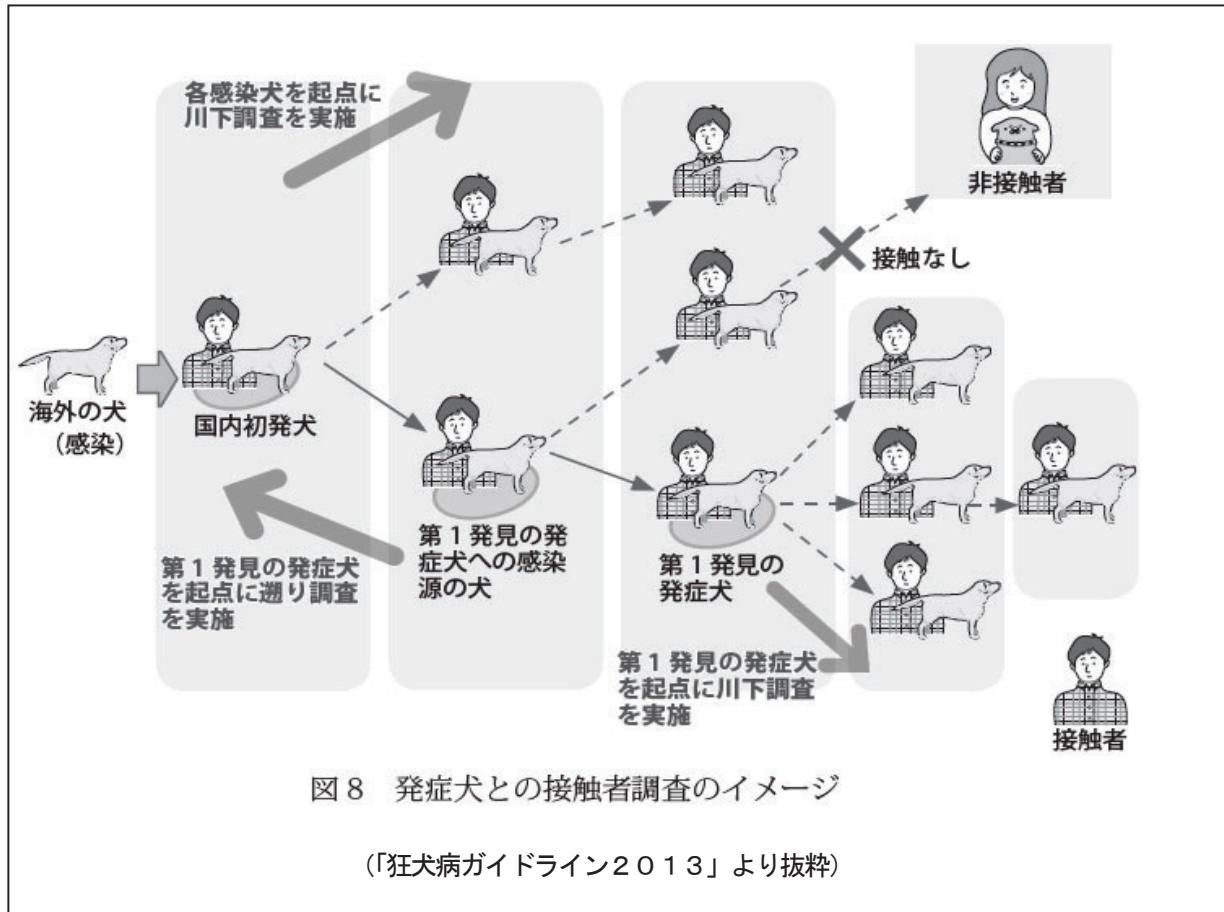


## 1. 適切な対策を講ずるための調査

ここで、狂犬病発症犬とそれとの接触犬ならびに感染源の犬を起点とする一連の接触犬を以下、「狂犬病発症犬等」という。

### (1) 狂犬病発症犬等との接触犬及び接触者の調査

狂犬病と確定診断された動物が認められた場合、その感染源となった動物の特定が急がれる。また同時にそれぞれの発症犬と接触した犬の特定も必要となる。特定するためには、予防員を中心とした動物愛護管理センター及び保健所職員は、主に所有者や管理者、目撃者への聞き取り調査を行う。



上記のように聞き取りによる遡り調査を行うが、狂犬病ウイルスの潜伏期間（0.2～2ヶ月）と発症期間（通常10日）を考慮して実施することを心がける。

## (2) 対策を講ずる地域の区分設定

狂犬病発生調査の結果に基づいた、狂犬病拡大防止対策を施行するために、対策の強度の設定を行う。地域設定は、現実的な対応を鑑み、市町村単位によって対策を講ずる。地域設定は以下の4分類とする。

### ・第1エリア・・・狂犬病発生確認地

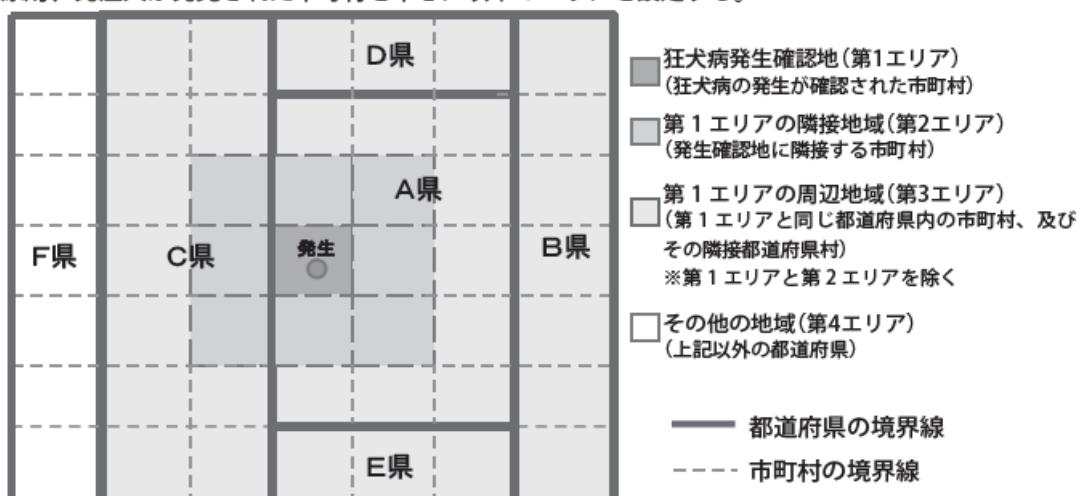
(狂犬病の発生が確認された市町村。政令指定都市も市町村単位となる)

### ・第2エリア・・・狂犬病発生確認地との隣接地域（狂犬病発生確認地に隣接する市町村）

### ・第3エリア・・・狂犬病発生確認地の周辺地域（第1、2エリアを除く同一都道府県内の市町村、及びその隣接都道府県）

### ・第4エリア・・・その他地域（上記以外の都道府県）

- ・狂犬病が発生した場合、対応は市町村単位に行なうことが現実的な対応と考えられる。
- ・原則、発症犬が発見された市町村を中心に以下のエリアを設定する。



注)

- ・エリア設定後に行なう調査により、エリアのレベルが上下することがある。  
(例) 第3エリア→(調査により発症犬が存在したことが判明)→第1エリア
- ・地理的な条件等により、感染症の伝播が起こりにくいと考えられる場合は、事前協議により設定可能

図9 対策を講ずる地域

(「狂犬病ガイドライン2013」より抜粋)

## 2. 調査結果に基づく狂犬病発生の拡大防止のための措置

### (1) 狂犬病発症犬等との接触者への対応

狂犬病発症犬等との接触者に対して以下の対応が挙げられる。

- ・相談窓口の設置
- ・P E Pの実施可能な医療機関の紹介
- ・P E P適用者リストの作成
- ・接触者に対する啓発

### (2) 狂犬病発症犬等との接触犬への対応

狂犬病発症犬から咬傷または搔傷を受けた犬に対しては、狂犬病予防法第9条に基づき、隔離措置を行うことが原則となる。隔離期間中（最長6か月間）は、別紙4を用いて狂犬病の症状の有無について、観察し、臨床診断を行う。観察期間中に死亡した場合や観察の結果、狂犬病の罹患が強く疑われる場合には、致死処分とし、別添「狂犬病確定診断のための検査技術マニュアル」に基づき、ウイルス検査を実施する。

### (3) 対策を講ずる地域における対応

前述のように区分設定した地域について、以下の対応を行う。ただし、過大な制限とならないよう留意し、実施すること。

#### 【第1エリア】

- ・狂犬病発生の公示、犬のけい留等の命令
- ・犬の移動制限、非けい留犬の抑留
- ・犬の抑留、登録、動物用狂犬病予防ワクチン接種の徹底
- ・異常行動を示す動物及び咬傷動物に関する情報の保健所への報告の徹底
- ・犬の集合施設の使用の禁止
- ・保健所あるいは自治体の相談窓口への接触者の届出の呼びかけ
- ・咬傷事故を起こした犬（狂犬病発症犬等に関連がない犬を含む）の記録及び管理
- ・一斉検診、臨時の予防注射
- ・交通の遮断・制限
- ・非けい留犬に対する狂犬病予防法第18条の2に基づく措置（けい留されていない犬の薬殺）
- ・モニタリング調査の実施（感染（疑い）動物、野生動物、放浪動物及び死亡動物等を対象）

#### 【第2エリア】

第2エリアは、狂犬病発生の拡大の防止のために設定されるものである。調査の進捗状況等を踏まえつつ、必要となる対応を柔軟に実施すること。

#### 【第3エリア】

第3エリアは、調査の状況等に注意を払うために設定されるものである。情報の収集及び情報の提供を中心に行い、調査状況によっては第1、2エリアに変更されることもあるため、必要な準備を備えること。

#### 【第4エリア】

第4エリアは、第1～3エリア以外の地域として設定するものである。必要に応じて情報の収集及び住民への情報提供を行う。

### 3. 清浄化に向けての調査及び措置

終息から1年6か月間にわたり、狂犬病発生が認められないことをもって、国は「清浄化」を達成したと判断する。

清浄化が確認されるまで、モニタリング調査と不明死動物の検査の継続、放浪犬の抑留徹底、動物病院や医療機関に対する周知徹底を図る。